

自動車検査・登録申請される お客様へお願い

新型コロナウイルス感染症において、緊急事態宣言が全国に拡大されており、更なる感染拡大を防ぐために皆さまには「不要不急」の外出自粛をお願いしていますが、窓口の混雑解消には至っておりません。

国土交通省におきましては、外出による感染拡大のリスクを排除するために、自動車検査証の有効期限が満了する日が5月31日までの車両は、有効期限を6月1日まで延長しています。

また、窓口における3密を防止するため、申請に来庁される際には、ご家族等との同伴を避け、必要最小限の人数としていただくとともに、マスク等の着用など感染防止にご協力頂くようお願いいたします。

お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、混雑緩和に向けた、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

